

福祉施設等に関する用途判定資料報告書

堺市消防長 殿
(消防署長)

住 所
電話番号
氏 名

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（6）項ハ（1）又は（5）に関する防火対象物の入居状況等を下記のとおり報告します。

記

防火対象物	所在地			
	名称			
チェック欄	施設種別	令別表第1（6）項ハ（1）該当理由	※判定6項	
<input type="checkbox"/>	有料老人ホーム (サービス付高齢者向け住宅)	要介護者(要介護3～5)の定員又は総数の割合が、施設全体の定員の半数未満 要介護者の定員又は総数(人) / 施設全体の定員(人) < 0.5 ※定員又は総数のいずれか大きいものを記入する。	ロ (1)	ハ (1)
<input type="checkbox"/>	軽費老人ホーム			
<input type="checkbox"/>	小規模多機能型 居宅介護事業を行う施設	宿泊の有無 (いずれかに○) 有 無 要介護3～5の宿泊人数(人) / 宿泊定員(人) < 0.5 ※宿泊人数欄は、施設の運用規程に定める利用定員又は過去3カ月間における1日の最大宿泊者数のいずれか大きいものを記入する。	ロ (1)	ハ (1)
<input type="checkbox"/>	老人デイサービスセンター・老人デイサービス事業を行う施設			
<input type="checkbox"/>	その他これらに類するもの (令別表第1(6)項ハ(1)に掲げるものに限る)	消防法施行規則第5条第6項第1号 要介護者(要介護3～5)の定員又は総数の割合が、施設全体の定員の半数未満 要介護者の定員又は総数(人) / 施設全体の定員(人) < 0.5 ※定員又は総数のいずれか大きいものを記入する。	ロ (1)	ハ (1)
		消防法施行規則第5条第6項第2号 宿泊の有無 (いずれかに○) 有 無 要介護3～5の宿泊人数(人) / 宿泊定員(人) < 0.5 ※宿泊人数欄は、施設の運用規程に定める利用定員又は過去3カ月間における1日の最大宿泊者数のいずれか大きいものを記入する。	ロ (1)	ハ (1)

チェック欄	施設種別	令別表第1（6）項ハ（5）該当理由	※判定6項	
<input type="checkbox"/>	障害者支援施設		ロ (5)	ハ (5)
<input type="checkbox"/>	共同生活援助を行う施設 (障害者グループホーム)	施設のうち障害者支援区分4以上の者が8割以下 障害支援区分4以上の者の数(人) / 施設全体の入所者(人) ≤ 0.8		
<input type="checkbox"/>	短期入所を行う施設			

備考

- 1 氏名欄は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名を記入すること。
- 2 新築の場合は、運営方針を記入すること。
- 3 記載事項に変更がある場合は、法令違反となる可能性があるので消防署に事前相談すること。
- 4 ※印の欄には、記入しないこと。